2−8　消　防　団

1　特別区の消防団体制

⑴　設置

消防団は、「消防組織法」及び「特別区の消防団の設置等に関する条例」に基づいて各消防署の管轄区域ごとに設置されています。

⑵　任務

消防団は「我が街は我が手で守る」という精神に基づき、災害活動はもとより、地域の防火防災訓練や応急救護訓練指導、祭礼や催物の警戒など地域防災力の要として重要な役割を果たしています。

また、震災や水災に対する災害活動にも大きな期待が寄せられ、地域住民の安全・安心を確保するため、消防署隊と連携を図り、積極的に活動しています。

写真 59　消火活動の様子

⑶　活動体制

第 2-7 図　消防団の災害活動体制

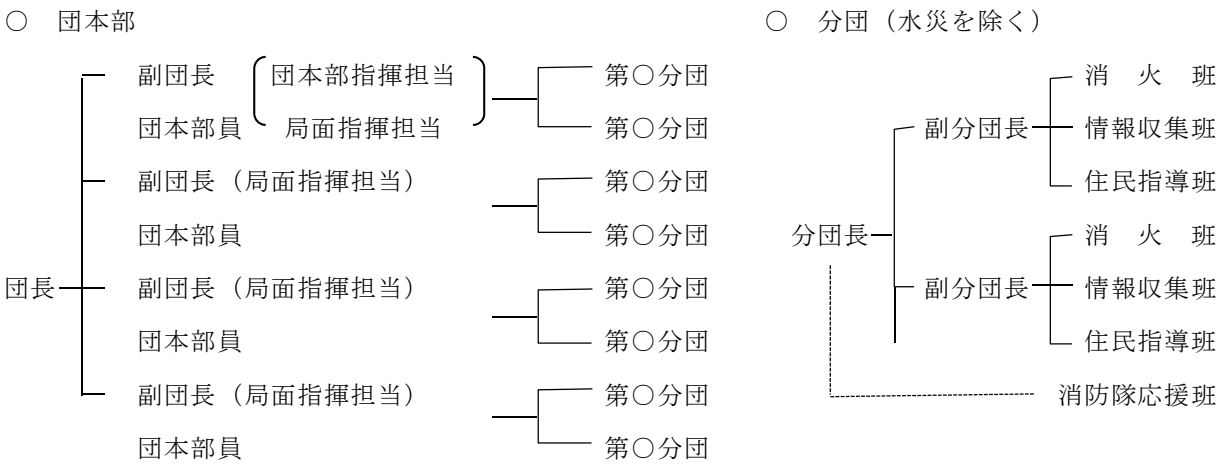

（注）　特殊技能班を編成した場合は、副団長１名を特殊技能統括班長として指定し、特殊技能班を指揮及び統括させる。

第 2-22 表	消防団現勢（平成 29 年 4 月 1 日現在）

消防団	分団数	定　員	主　な　施　設　と　装　備
58	439	16,000	○　可搬ポンプ　990 台 ○　可搬ポンプ積載車　256 台 ○　分団施設　990 棟 ○　携帯無線機（400MHz）　1,728 台 ○　簡易救助器具　990 組 ○　油圧式救助器具　439 基

⑷　消防団活動体制の充実強化方策

○　消防団員の確保

・居住地団員の確保を基本として、事業所勤務者、大学生、女性等を対象とした幅広い募集活動による消防団員確保の推進

・特別区学生消防団活動認証制度の推進（大学、大学院、専修学校及び各種学校の学生が特別区の消防団員として消防団活動を行った功績を東京消防庁が認証し、「特別区学生消防団活動認証状」を交付する制度で、認証状を交付された学生は、就職活動時に東京消防庁が証明する「特別区学生消防団活動認証証明書」の交付を受けて、企業等に提出することができます。）

・特別区の消防団協力事業所表示制度の推進（特別区消防団に積極的に協力している事業所等に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付する制度で、地域の防災に貢献している事業所として広報に活用できます。）

写真 60　消防団募集のポスター

写真 61　消防団協力事業所表示証

○　分団本部施設等の充実強化

消防団の活動拠点としての分団本部施設等の整備

写真 62　分団本部施設

○　災害活動力の強化

・可搬ポンプ積載車の増強整備

・可搬ポンプの更新

・救命胴衣の増強整備

・団長、副団長及び分団長に対する受令機の整備

写真 63　可搬ポンプ積載車

2　多摩・島しょ地域の消防団体制

多摩地域の消防団については、東京都消防訓練所や同地域内の各消防署が、また島しょ地域の消防団については、東京都消防訓練所が教育訓練を行っており、消防団員の資質及び技術の向上に努めています。

なお、多摩地域における消防団の災害現場活動は、「消防組織法」に基づき消防署長の所轄の下に行われています。

第 2-23 表　各市町村主催による教育訓練（平成 28 年度中）

地域別 ＼ 種別			基礎教育	専科教育	幹部教育	合　計
多摩	受託地域	回　数	3,656	459	437	4,552
		時　間	7,717	1,210	854	9,781
		人　員	69,209	17,858	7,265	94,332
	受託外地域	回　数	6	1	0	7
		時　間	16	2	0	18
		人　員	323	27	0	350
島しょ地域（受託外）		回　数	130	27	13	170
		時　間	377	131	31	539
		人　員	3,215	322	297	3,834

第 2-24 表	東京都消防訓練所が行っている集合教育訓練（平成 28 年度中）

区分＼種別	専科教育		特別教育	幹部教育			合計
	警防科	機関科		上級幹部科	指揮幹部科	初級幹部科	
回数	1	1	3	1	1	1	8
団数	34	36	68	36	36	34	244
人員	49	53	153	105	51	50	461

トピックス　2

消防団員募集活動

消防団員の定員を確保するため、年間を通して消防団員募集活動を推進し、特に１月から３月までは定年等による退職者を補うため、重点推進期間として様々な募集広報活動を展開しています。また、１月は１月 15 日の「Tokyo 消防団の日」を中心に地域特性を活かした募集広報を、４月は新入社員や新入学生を対象とし募集広報を行うなど、消防団員募集強化月間と位置づけ取り組んでいます。

電車中吊り広告による募集広報

駅前大型ビジョンによる募集広報

車体広告による募集広報

庁有車両による募集広報